ACSES ニュースレター_２４６５号（2023 年 2 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ホテル飲食店で次亜塩素酸ナトリウム入りの水提供か ３人搬送〈放送報道〉／ホテル飲食店で消毒用薬剤入り水飲み病院搬送 「レストランは当面営業を自粛」と謝罪〈Web 報道〉／ホテルによる謝罪全文＜関西エアポートワシントンホテル〉
◇フェンタニル含有シールを交際相手の胸に貼り死なせた疑い 女を逮捕〈新聞報道〉
◇林野火災の消防活動訓練中に出火 発煙筒の火が下草に燃え移り約 50 平方メートル焼ける けが人なし〈Web 報道〉
◇【火災】着火した固形燃料が転がり山林に…燻製など調理の準備中、目を離した隙に燃え広がる（静岡・袋井市）〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・学長がパワハラ疑い、調査 青森公立大、教員に暴言か〈Web 報道〉
・慶応大生、不正アクセスで他の学生の履修登録を消去…停学３か月の処分に〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・BYD の「六価クロム」問題で影響が拡大、乗用 EV も調査〈Web 報道〉
・伊豆の国市が運営の公衆浴場、基準値２倍のレジオネラ菌検出 毎日、湯を抜き清掃も…安全確認まで施設休館 静岡〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・アパホテルに１７８０万円賠償命令 宿泊客転落死、不備認める―東京地裁
・安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（国土交通省告示第１４３号）〈官報〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・むき出しの鉄骨、今も 処理水放出準備進む 風評対策でヒラメ飼育・福島第1原発〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原発運転延長に絡み「原子力の憲法」も改正へ 原発優遇の根拠にも？／原子力の憲法、改正へ 「官僚の論理で、本末転倒だ」専門家の見方は〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスク
◇コロナ起源
[3] 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 14 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 55 号）〈官報〉
◇年２千人超が診断、小児がん 欧米の薬使えないドラッグ・ラグが課題〈新聞報道〉
[5] 食品安全衛生関係
◇ビワの種には有害物質 粉末食品食べないよう呼びかけ 農水省〈放送報道〉
[6] 廃棄物関係
◇プラ消費５０年に１・７倍 対策強化でも増加やまず Ｇ２０分析、国際チーム〈Web 報道〉

猩々袴（ショウジョウバカマ）、茶筅花（チャセンバナ）

[7] 温暖化対策関係
◇ＹＫＫ ＡＰ、アルミ再利用に注力　脱炭素へ富山大と連携〈新聞報道〉
[8] 環境安全関係
◇ウクライナの環境汚染が深刻に　国連「複合的、多次元的な危機」〈新聞報道〉
◇「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について〈環境省〉
・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第１号）〈官報〉
◇植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産省告示第 344 号）〈官報〉
◇（仮称）盛岡薮川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（環境省告示第３号）〈官報〉
[9] その他省庁発表　　７件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇薬物関係：１件　　◇その他：２件
[付録]
◇コロナ起源
・コロナ起源、武漢の研究所と分析　米エネルギー省、政府内で相違も〈Web 報道〉
・コロナ起源、研究所流出の可能性高い　米エネ省〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇ホテル飲食店で次亜塩素酸ナトリウム入りの水提供か ３人搬送

＜NHK　2023 年 2 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20230227/2000071373.html

２６日夜、大阪・泉佐野市にあるホテル内の飲食店で、消毒用の薬剤が入ったとみられる水が客に提供され、３人が病院に搬送されました。
３人はいずれも軽症で帰宅し、ホテルが当時の状況を調べています。
２６日午後７時半ごろ、大阪・泉佐野市の「関西エアポートワシントンホテル」の従業員から「誤って消毒用の次亜塩素酸ナトリウムが入った水を客に提供し、客が体調不良を訴えている」と消防に通報がありました。
消防によりますと当時、８７人の団体客がホテル内の飲食店で会食をしていて、ピッチャーで提供された水を飲んだ１６人のうち、１１歳と１４歳の子どもを含む３人が体調不良を訴え、病院に救急搬送したということです。
いずれも症状は軽く、ホテルによりますと、３人とも帰宅したということです。
ホテルの担当者によりますと、飲食店では、日頃、次亜塩素酸ナトリウムが混ざった水をぞうきんなどの消毒に使っていますが、食器の消毒には使っていないということです。
また、作業場には、次亜塩素酸ナトリウムが混ざった水が出る専用の水栓があるということです。
ホテルでは、この消毒用の水が客に提供された可能性もあるとみて、当時の状況を調べています。

・ホテル飲食店で消毒用薬剤入り水飲み病院搬送　「レストランは当面営業を自粛」と謝罪
＜ねとらぼ　2023 年 2 月 28 日＞　https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2302/27/news202_2.html
　大阪・泉佐野市にあるホテル内のレストランで、誤って消毒用の次亜塩素酸ナトリウムが入ったとみられる水が客に提供され、3 人が病院に搬送された問題が衝撃を与えています。ホテルは公式サイトで問題について謝罪し、レストランの営業を当面自粛すると発表しました。
　問題が発生したのは、2 月 26 日の関西エアポートワシントンホテル 2 階レストラン「キッチンガーデン MARU」。NHK ニュースなどの報道によると、19 時半ごろ、ホテルの従業員から、誤って消毒用の次亜塩素酸ナトリウムが入った水を客に提供し、体調不良を訴えているという通報が消防にありました。体調不良を訴えたのは 11 歳と 14 歳の子どもを含む 3 人で、いずれも軽傷ということです。
　関西エアポートワシントンホテルは今回の問題について、「体調を崩された方にはお見舞いを申し上げるとともに、当日ご利用いただいていたお客さまには大変なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。また、日頃より当ホテルをご愛顧頂いているお客さまにも、多大なるご心配、ご不安を与えてしまいましたことをお詫び申し上げます」と謝罪。
　現在、問題の発生経緯や原因は調査中として、「本件は重大な事案であると受け止め、行政機関のご指導を仰ぎながら原因を究明すると共に今後の再発防止の取り組みを行なってまいります」と述べています。

・ホテルによる謝罪全文
＜関西エアポートワシントンホテル　2023 年 2 月 27 日＞
https://washington-hotels.jp/kansai/page/20230227.html
お詫びとお知らせ
お客さま各位
平素は弊社をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、2023 年 2 月 26 日に関西エアポートワシントンホテル 2 階レストラン「キッチンガーデン MARU」にて、体調不良のお客様が救急搬送される事案が発生しました。
体調を崩された方にはお見舞いを申し上げるとともに、当日ご利用いただいていたお客さまには大変なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。
また、日頃より当ホテルをご愛顧頂いているお客さまにも、多大なるご心配、ご不安を与えてしまいましたことをお詫び申し上げます。
現在、本件の発生経緯および原因につきましては調査中でございます。本件は重大な事案であると受け止め、行政機関のご指導を仰ぎながら原因を究明すると共に今後の再発防止の取り組みを行なってまいります。
尚、当該のレストランにつきましては、2023 年 2 月 27 日よりしばらくの間、営業を自粛させて頂きます。再開の時期につきましては、改めてホームページにてお知らせいたします。
ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
＜運営会社＞
　　社名：株式会社フラット・フィールド・オペレーションズ
　　住所：〒595-0031 大阪府泉大津市我孫子 129 番地
＜本件に関するお問い合わせ先＞
　　関西エアポートワシントンホテル TEL 072－461－2222

◇フェンタニル含有シールを交際相手の胸に貼り死なせた疑い　女を逮捕
＜朝日新聞　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2W52HGR2WUTIL00W.html
　麻薬成分が含まれる薬剤シールを交際相手の男性に貼り付けるなどして死なせたとして、警視庁は 27 日、無職の女（47）=東京都板橋区=を傷害致死と麻薬取締法違反（施用）の疑いで逮捕し、発表した。女は調べに「死ぬことはないと思っていた」と供述しているという。
　捜査 1 課によると、女は昨年 11 月 23 日、自宅を訪れていた交際相手の男性派遣社員（50）=同=の胸部周辺に医薬用麻薬の一種で鎮痛作用のあるフェンタニルを含有するシールを複数枚貼り付けたほか、筋肉を弛緩（しか

ん）させる作用のある錠剤を飲ませ、翌24日に薬物中毒で死なせた疑いがある。シールや錠剤は女自身に処方されたものだったという。

24日朝に女と同居する親族が室内で倒れている男性を見つけ、110番通報。司法解剖の結果、男性の体内からは過剰摂取が疑われる量のフェンタニルが検出されたという。

女は死亡した男性と数年前から交際関係にあったといい、同課が詳しい経緯などについて調べている。

フェンタニルをめぐっては、2016年4月、米ミュージシャンのプリンスさんが過剰摂取による中毒で死亡したとされている。

◇林野火災の消防活動訓練中に出火　発煙筒の火が下草に燃え移り約50平方メートル焼ける　けが人なし

＜TBS NEWS DIG　2023年2月26日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/348429

きょう午前、東京・日の出町で東京消防庁が林野火災に備えた訓練中、発煙筒の火が下草に燃え移る火事がありました。けが人はいませんでした。

きょう午前9時半過ぎ、日の出町・大久野の採石場で東京消防庁が林野火災を想定した訓練中、出火の目印として使っていた発煙筒の火が下草に燃え移り、およそ50平方メートルが焼けました。

近くにいた消防庁の職員のほか、ポンプ車など17台も駆けつけ、火はおよそ20分後に消し止められたということです。

訓練には消防庁の職員のほか、日の出町の消防団員など、あわせておよそ300人が参加していましたが、この火事によるけが人はいなかったということです。

東京消防庁は、「都民および関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。火災に至った原因を全職員に共有し、再発防止を徹底してまいります」とコメントしています。

◇【火災】着火した固形燃料が転がり山林に…燻製など調理の準備中、目を離した隙に燃え広がる（静岡・袋井市　２月２６日発生）

＜Daiichi TV　2023年2月26日＞　https://www.tv-sdt.co.jp/news/news112qbpe0yp9wkm2wwfc

２月２６日、静岡・袋井市で、自宅の庭で燻製などの調理をするために着火した固形燃料の火が山林に燃え移る火事があった。この火事によるけが人はいなかった。

警察によると、２６日午後２時４５分ごろ、袋井市山崎で「煙が出ている」と付近の人から消防に通報があった。

火事があった現場では、当時、４０代の男性が自宅の庭で燻製などの調理をしようと固形燃料に火を付けていた。しかし、消火設備を取りに行くため、一時目を離したところ、固形燃料が風で転がり、父親が所有する山林に火が燃え移ったという。

火は、約１４００平方メートルの山林を焼き、約３０分後に消し止められた。この火事によるけが人はいなかった。

◇その他の事故、事件

・学長がパワハラ疑い、調査　青森公立大、教員に暴言か

＜共同通信　2023年2月27日＞　https://www.47news.jp/news/8995344.html

青森公立大（青森市）の香取薫学長（70）が、教員のミスに対し「クビだ」と暴言を吐いたり、決裁の際に応接テーブルを蹴ったりしたなどと指摘する相談が学内で相次ぎ、大学側がパワーハラスメントに該当する疑いがあるとみて調査していることが27日、関係者への取材で分かった。

香取学長は2022年9～12月、学生の成績評価の採点でミスをした教員に「他の学校なら即クビだ」とまくしたてたり、別の教職員が学内手続きの決裁を求めた際に理由を示さず「許可できません」と怒鳴ってテーブルを蹴ったりしたなどとされる。

昨年12月に複数の相談があり大学側が調査を開始した。

・慶応大生、不正アクセスで他の学生の履修登録を消去…停学３か月の処分に

＜読売新聞　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230227-OYT1T50188/

慶応大の学生が他の学生の履修登録システムに不正アクセスを繰り返し、履修登録を消去したなどとして、同大が停学３か月の処分をしていたことがわかった。処分は２０日付。履修登録を消されると単位が認定されなくなり、進級や卒業にも影響する可能性がある。

処分されたのは法学部の２年生。慶応大では、学生が受講する科目を一定期間にオンラインで申請する。この学生は、他の学生のアカウントでアクセスを繰り返し、履修科目を消去していたという。削除されたことに気づかなければ、出席しても単位が認められない恐れがあった。慶応大では、学生に向けた告示で「被害学生に多大な不利益をもたらし、プライバシーを侵害するもので、大学に学ぶ学生の本分に著しく反する行為」とした。

慶応大広報室は取材に「個別の学生の処分は学外に公表しない」とした上で「学生には情報セキュリティーに関する注意を喚起しており、引き続き意識向上に向けて取り組む」と答えた。

◇事故、事件の続報

・BYD の「六価クロム」問題で影響が拡大、乗用 EV も調査

＜Response　2023 年 2 月 27 日＞　https://response.jp/article/2023/02/27/368027.html

BYD が、電気自動車バス（EV バス）に六価クロムを使用している問題が拡大している。

BYD ジャパンは、日本国内で販売している EV バスのボルトやナット類の防錆剤として、六価クロムを含んだ溶剤を一部使用していることを正式に認めた。ただ、同社では車両製造後、通常の車両運用では、乗員や乗客、整備メンテナンス担当者に影響はないとしている。また、廃車時も同社が指定するリサイクル事業者を通じて六価クロムの無害化処理を行った上で処分するため、環境への影響もないとしている。

六価クロムは、自動車への使用は法令では禁止されていないものの、日本自動車工業会が使用について自主規制している。このため、日野自動車は BYD 製 EV バスを日野ブランドで国内販売する予定だったが、日本市場への投入計画を凍結した。

BYD ジャパンは 1 月から日本市場に投入した乗用車については、顧客の安全・安心のため、中国の親会社 BYD と連携して六価クロムが使用されているかの調査を現在進めているとしている。

BYD ジャパンでは、2023 年末に日本国内で納車を予定している新型 EV バスは、日本自動車工業会の自主規制に準拠した素材で車両を製造し、販売するとしている。

一方、西武バスは新座営業所の路線バスに、BYD 製大型 EV バスを 2 台導入し、2 月 27 日運行する予定だったが、六価クロムの問題から運行延期を決定した。運行本数は削減しないとしている。

［備考］　BYD：比亜迪汽車工業有限公司、広東省深圳市に拠点を置く中華人民共和国の自動車メーカー。

・伊豆の国市が運営の公衆浴場、基準値 2 倍のレジオネラ菌検出　毎日、湯を抜き清掃も…安全確認まで施設休館　静岡

＜静岡放送　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1184304.html

静岡県伊豆の国市が運営する公衆浴場で、基準値を超えるレジオネラ菌が検出されたことが 2 月 27 日、分かりました。市では、安全性が確認されるまで施設を休館します。

レジオネラ菌が検出されたのは、静岡県伊豆の国市長岡にある長岡南(ながおかみなみ)浴場です。

この浴場は、伊豆の国市が運営する公衆浴場で、2 月 9 日に実施した定期検査で、男風呂の浴槽 1 つから基準値の 2 倍にあたる菌が検出されました。(基準値 100 ミリリットルあたり 10cfu 未満。今回 20cfu を検出)

市によりますと、いまのところ、体調を崩した人は確認されていません。

施設では毎日、湯を抜いて高圧洗浄機で浴槽を清掃しているということですが、清掃が足りなかった可能性があるということです。

市では、消毒などの対策を実施し、再検査で安全性が確認されるまで施設を休館するとしています。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・アパホテルに１７８０万円賠償命令　宿泊客転落死、不備認める―東京地裁

＜時事ドットコム　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022700483&g=soc

大阪市内のアパホテルで２０１９年、男性宿泊客＝当時（４６）＝が客室バルコニーから転落死したのは安全上の不備が原因だったとして、男性の妻と子ども２人が同社に計約１億３０００万円の賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁の大嶋洋志裁判長は２７日、不備を認め、計約１７８０万円の賠償を命じた。

判決によると、男性は１９年８月、出張でアパホテル大阪肥後橋駅前に宿泊した際、２２階客室から転落し死亡した。窓が全開になり、外のバルコニーにスマートフォンが残されていたことから、落としたスマホを拾おうとして誤って転落したとみられている。

大嶋裁判長は、火災時などの一時避難場所として設置されているバルコニーには、高さ７２センチの鉄柵以外に転落防止措置はなかったと指摘。建築基準法上、２階以上は１．１メートル以上の柵や金網などの設置が義務付けられていることから「非常時に利用する際に転落する危険性が認められ、通常有すべき安全性を欠いていた」と判断し、死亡との因果関係を認めた。

・<u>安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（国土交通省告示第１４３号）</u>

［官報］ 令和５年２月28日　号外　第40号　67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400067f.html

〇国土交通省告示第143号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等及び軒等の端からの後退距離を次のように定める。

令和５年２月28日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件

第一　令第二条第一項第二号に規定する安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等は、次の各号に掲げる基準に適合する軒等の全部又はその一部とする。

一　軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの水平距離のうち最小のものが五メートル以上であること。

二　軒等の全部の各部分の高さは、当該部分から当該軒等が突き出た方向の敷地境界線までの水平距離に相当する距離以下とすること。

三　軒等の全部が不燃材料で造られていること。

四　軒等の全部の上部に上階を設けないこと。ただし、令第百二十六条の六の非常用の進入口に係る部分及び空気調和設備の室外機その他これらに類するものを設ける部分については、この限りでない。

五　第一号から第四号に掲げる基準に適合する軒等の全部又はその一部について、次のイ又はロに掲げる軒等の区分に応じ、それぞれ当該イ又は□に定める面積の合計は、敷地面積（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十三条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、敷地面積に当該最高限度を乗じて得た面積）に十分の一を乗じて得た面積以下とすること。

イ　建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離一メートル以上五メートル未満の軒等　その端と当該中心線の間の部分の水平投影面積

ロ　建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平距離五メートル以上突き出た軒等　その端とその端から第二に定める距離後退した線の間の部分の水平投影面積

第二　令第二条第一項第二号に規定する軒等の端からの後退距離は、水平距離五メートルとする。

附　則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

□*<u>大災害、原発事故対策</u>*

[福島原発事故]

・<u>むき出しの鉄骨、今も　処理水放出準備進む　風評対策でヒラメ飼育・福島第１原発</u>

＜時事ドットコム　2023年２月27日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022600234&g=soc

東日本大震災に伴う事故から間もなく12年を迎える東京電力福島第１原発では、廃炉作業と共に、日々発生する処理水の海洋放出に向けた工事が進められている。

1 月末に現地を取材した。

原子炉建屋が見渡せる高台に立つと、水素爆発で鉄骨がむき出しとなったままの 1 号機が眼前にあった。1、2 号機にはいまだに使用済みなどの核燃料約 1000 本が残る。東電は取り出しに向けた準備を進めているが、外観からは進展はほとんどうかがえなかった。

汚染水を浄化した後の処理水を保管するためのタンクは、構内の至る所に林立。東電の想定では、計 137 万トン分ある容量は、今年夏から秋には満杯になる見込みという。

昨年 7 月に原子力規制委員会の認可を受けた処理水の放出計画では、トリチウム以外の放射性物質が基準値未満になっているかを確認してから放出することになっている。その分析を担う「化学分析棟」では、担当者が国際規格に基づいて分析を行うといい、分析能力は「他機関と比べても遜色はない」と強調した。

さまざまな分析機器がある棟内では、眼鏡型端末「スマートグラス」を装着した分析員が試料に薬品を混ぜていた。手順を分かりやすくすることで、ミスを減らすための取り組みという。

処理水放出による風評被害対策の一つとして東電が取り組むのが、ヒラメやアワビの飼育だ。通常の海水と、処理水が混ざった水の両方で育て、成育状況に違いがないかを調べる。担当者は「トリチウムが生体内で濃縮されないことを示したい」と語った。

政府と東電は、春から夏ごろ海洋放出開始を目指している。政府は「科学的根拠に基づく説明を行い、理解醸成に努める」と繰り返してきたが、取材に付き添った東電の広報担当者は「まだまだご心配を掛けており、引き続き理解を得る必要がある」と述べた。

[原子力施設全般]

・<u>原発運転延長に絡み「原子力の憲法」も改正へ　原発優遇の根拠にも？</u>

＜朝日新聞　2023 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2W73BSR2KULBH01R.html

原発の運転期間延長をめぐり今国会に提出される予定の関連法案で、岸田政権が原子力基本法を改正しようとしている。新たに、運転期間の規制を脱炭素や電気の安定供給のためと位置づけるほか、原発事業者が安定的に事業できる環境を整備するための施策を講ずることなどを明記する。大幅な改正だが、政府内でも「改正の必要性に国民の合意があるのか」との声があがる。国会での法案審議でも焦点の一つとなりそうだ。

政府は、60 年を超えて原発を運転できるよう運転期間の規定を、原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法（炉規法）から経済産業省が所管する電気事業法に移管する方針。原子力基本法と再処理等拠出金法、再生可能エネルギー特措法も合わせた計 5 本の改正を一括した「束ね法案」として今国会に提出する。

原子力の憲法、改正へ　「官僚の論理で、本末転倒だ」専門家の見方は

原子力基本法は戦後、日本が原子力開発を始めるにあたり、故・中曽根康弘氏（元首相）らが主導し議員立法で 1955 年に制定された。原子力の平和利用とその三原則（民主・自主・公開）をうたい、原子力をめぐる諸施策の根拠法として「原子力の憲法」とも言われる存在だ。

原発だけでなく、放射線を使う医療・産業分野や学術振興など、広く原子力の研究開発と利用のための基本的な哲学や方向性を規定している。

何が盛り込まれるのか

今回の改正案では、原発事業…

・<u>原子力の憲法、改正へ　「官僚の論理で、本末転倒だ」専門家の見方は</u>

＜朝日新聞　2023 年 2 月 28 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASR2W74Z8R2KULBH01N.html?iref=pc_extlink

****

[2] <u>*[特集] 新型コロナウイルス感染症*</u>

[状況]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　(検疫)

＜厚生労働省　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31466.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 27 日版）
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31464.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
・保健・医療提供体制確保計画
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9dfrVt9rr8SXQuhY
・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画を更新しました
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=MdVdr1l_rL0QXwijY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j2vjEefBEgOu4bUdY
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R6Mr2S8J2stmKXzVY

◇マスク

・「欠席出るかも」「的外れ」…マスクなし卒業式、現場に波紋　広がる困惑
＜神奈川新聞　2023 年２月 27 日＞　https://www.47news.jp/8992107.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/1d265f6d64e600dca960e9c122118b088ecec63c

卒業式でのマスク着用を巡り、神奈川県内の教育現場に波紋が広がっている。文部科学省が児童生徒はマスクなし参加を基本とする方針を急きょ決めたことに端を発し、式典が迫る県立高校の関係者の困惑は深まる一方だ。

「卒業生もマスク着用を原則としないで感染対策は大丈夫なのだろうか」。卒業式を目前に控え、県立高校３年の保護者は戸惑いと不安を隠せない。１０日の文科省通知を踏まえて県教育委員会が１５日に「卒業生にはマスク着用を求めない」と各校に通知したことを受け、その数日後に学校から同内容の文書が出されたからだ。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて季節性インフルエンザと同じ「５類」への移行を５月に控えて国や県は感染対策を緩める方向になっているが、参加者が多い卒業式でマスク対応を急に変えることに違和感を覚える。この学校では保護者２人の参加を認めており、会場が密になる恐れが拭い去れない。現状では原則着用が望ましく、マスク外しを解禁しては感染対策の上で不安が残るという。

高校入試対応に追われる中で学校も難しい判断を迫られたのかもしれないが、学校に裁量があるはずなのに文書からは十分に対応を検討した形跡は感じられなかった。「４月から新生活が始まる生徒の安全のことをどこまで考えているのだろうか」と疑問が募る。生徒本人は大学入試期間中のため、卒業式のことにまで気を回すのは難しい状況という。

・「脱マスク」で感染拡大は起きないのか　専門家が訴える「大前提」とは
＜京都新聞　2023 年２月 27 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/977655

新型コロナウイルスの感染対策として政府が推奨してきたマスクの着用が、３月１３日から個人の判断に委ねられることになった。だが、判断の基になる考え方が説明されず、学校現場などに戸惑いが広がっている。着用するかどうか、どう判断すればいいのだろうか。

対策を考える基本として、まず、新型コロナの主な感染経路は「空気感染」だという事実を押さえておく必要がある。

◇コロナ起源

・コロナ起源、武漢の研究所と分析　米エネルギー省、政府内で相違も
＜共同通信　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.47news.jp/8992880.html

・コロナ起源、研究所流出の可能性高い　米エネ省
＜THE WALL STREET JOURNAL　2023 年 2 月 27 日＞
https://jp.wsj.com/articles/lab-leak-most-likely-origin-of-covid-19-pandemic-energy-department-now-says-30152192

----＞ 末尾［付録］

****

［3］労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 14 号）

［官報］　令和 5 年 2 月 27 日　本紙　第 925 号　3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230227/20230227h00925/20230227h009250003f.html

○厚生労働省令第 14 号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 第六十六条　一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この条及び第六十九条第二項において同じ。）における四輪以上の自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）の運転の業務に従事する労働者であつて、次の各号のいずれにも該当する業務に従事するものについての法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は、第十二条の四第四項の規定にかかわらず、当分の間、十六時間とする。 一　当該業務に従事する労働者の労働時間（法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては当該労働時間を、休日に労働させた場合においては当該休日に労働させた時間を含む。以下この号において同じ。）の終了から次の労働時間の開始までの期間が継続して二十二時間以上ある業務であること。 二　（略）	附　則 第六十六条　一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この条及び第六十九条第二項において同じ。）における四輪以上の自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）の運転の業務に従事する労働者であつて、次の各号のいずれにも該当する業務に従事するものについての法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は、第十二条の四第四項の規定にかかわらず、当分の間、十六時間とする。 一　当該業務に従事する労働者の労働時間（法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては当該労働時間を、休日に労働させた場合においては当該休日に労働させた時間を含む。以下この号において同じ。）の終了から次の労働時間の開始までの期間が継続して二十時間以上ある業務であること。 二　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 55 号）

［官報］ 令和５年２月 28 日　号外　第 40 号　60 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400060f.html

○厚生労働省告示第 55 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和５年２月 28 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
（略）
生物学的製剤
<table>
<tr><th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手数料</th><th>試験品の数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（SAR Ｓ－Ｃｏ Ｖ－2）</td><td>86,600 円</td><td>内容量が 0.3mL、0.4mL、0.45mL、1.3m、2.25mL、2.5mL 又は５mL であるとき。
１本</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
（略）
生物学的製剤
<table>
<tr><th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手数料</th><th>試験品の数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（SAR Ｓ－Ｃｏ Ｖ－2）</td><td>86,600 円</td><td>内容量が 0.4mL、0.45mL 、 1.3m 、2.25mL、2.5mL 又は５mL であるとき。
１本</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

◇年２千人超が診断、小児がん　欧米の薬使えないドラッグ・ラグが課題

＜朝日新聞　2023 年２月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2S55HGR2KUTFL00K.html

小児がんは 15 歳未満の子どもがかかる様々ながんの総称だ。国内では年間２千～2500 人が小児がんと診断される。血液のがんである白血病は、そのうち約４割を占める。

発見が難しく、がんの進行も速いが、治療の進歩で、いまは７～８割が治るとされている。国のがん対策の基本となる「がん対策推進基本計画」の中間評価報告書によると、2015 年の３年生存率は 85%以上。５年、10 年といった長期の指標での評価が必要とされ、23 年度からの次期計画では「成人とは異なる対策が求められる」としている。

治療では、欧米で使える薬が国内で使えないという「ドラッグ・ラグ」が課題になっている。米国との比較では、米食品医薬品局（FDA）が 17 年から 22 年に小児向けに承認した 34 剤のうち、日本国内で承認されたのは７剤にとどまる。

また薬の治験も、欧米などに大きく後れをとる。小児がんは、かかる人が 10 万人あたり６人未満の「希少がん」が多く、数の少ないがんでは「年間の新規患者が 30 人以下」など市場規模が小さい。企業にとっては薬の開発コストに見合う利潤が見込めず、安定供給のプレッシャーからも企業は開発に慎重になる。

米国では、がん治療薬の新規開発の際、将来的に小児のがん治療に使えそうなら、小児の治験を企業に義務づける法律（RACE 法）が 17 年に成立、薬の承認に弾みがついた。厚生労働省も 20 年に大人の治験に小児を組み入

れる想定や、成人対象の薬の使用を考慮できる小児の年齢に言及するなど、環境改善への機運が高まりつつある。
****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇ビワの種には有害物質 粉末食品食べないよう呼びかけ 農水省

＜NHK　2023 年 2 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230216/k10013982811000.html

果物のビワの種について「食べるとがんに効果がある」という情報が SNS などで広がっていますが、農林水産省はビワの種には有害物質が含まれ、粉末にした食品などを多く摂取すると健康を害するおそれがあるとして食べないよう呼びかけています。

果物のビワやあんずなどの種や未熟な果実に含まれている「アミグダリン」という物質について、SNS 上では「がんに効果がある」などとして種をそのままかじったり粉末にして食べたりすることを勧める情報が広がっています。

これについて農林水産省は、「アミグダリン」は天然の有害物質の「シアン化合物」の一種で、体内で分解されると青酸ができ、大量に摂取すると頭痛やめまい、おう吐などの中毒症状を引き起こすおそれがあるとして注意を呼びかけています。

ビワは熟した果肉を安全に食べることができますが、農林水産省は種を乾燥させて粉末に加工した食品などについては、有害物質を一度に大量に摂取する危険性が高まるとして、食べないよう呼びかけています。

また、農林水産省は、葉や種を砕いたものをティーバッグに入れてお湯で抽出して飲むものについて、一定の濃度以下で適量であれば安全に飲むことができるとしていて、個別の食品に含まれるシアン化合物の濃度については製造元に問い合わせてほしいとしています。

「アミグダリン」のがんに対する効果について医薬基盤・健康・栄養研究所は臨床研究の結果、がんの治療や症状の改善に効果がないと結論づけられているとしています。

専門家「天然ということばが『安全』意味しているわけでない」

SNS などで広がる医療に関する情報の中には効果に科学的な根拠がなく、天然であることをうたっていても逆に健康を害するおそれがある物質を含むものもあり、専門家も注意が必要だと指摘しています。

標準の治療法とは異なる「代替医療」について詳しい島根大学の大野智教授は「自然や天然、ナチュラルという表現は体に優しく、よいものだというイメージを持ちがちだ。しかし、自然界にはふぐの毒に代表されるように体に害を及ぼすものが多く存在しており、天然ということば自体が『安全』を意味しているわけではないことをぜひ知っておいてもらいたい」と話しています。

また、こうした情報が広がる背景について「たとえばがんと診断されれば、誰であっても程度の差はあれショックを受けて落ち込み、人によっては冷静な判断ができなくなる。手術の合併症や抗がん剤の副作用など治療で体に負担がかかるという情報によって病気に対する恐怖がさらに増幅されることもある。インターネットを含め、世の中には情報があふれかえっていて、『まやかしの安心感』が得られる情報もある。不安を情報で埋めようと調べ続けると、そうした情報に簡単にたどりついてしまう」と述べ、情報の受け止め方に注意するよう呼びかけました。

さらに大野教授は「インターネットの検索エンジンや SNS では、一度興味のあることを調べると興味関心が高いと思われる情報を勝手に推測して、類似情報ばかりが出てくるようになるという仕組みがある。そうすると出てきた情報が世の中で主流になっていると錯覚しがちだ。情報を調べるときにはこうした危険性があることをしっかり認識して、不安な気持ちや副作用への恐怖感などは医療者に素直に伝えてもらいたい。相談すること自体で不安が軽減されたり解消したりする可能性もある」と話しています。
****

[6] ***廃棄物関係***

◇プラ消費５０年に１・７倍　対策強化でも増加やまず　Ｇ２０分析、国際チーム

＜産経ニュース　2023 年 2 月 27 日＞

https://www.sankei.com/article/20230227-T2CVXYP3LJJ2DN55KGXCO7IPVA/

日米欧や中国など２０カ国・地域（Ｇ２０）が新たな対策を取らないと、２０５０年にプラスチックの消費量が１９年の１・７倍に増え、深刻な海洋汚染を招く恐れがあるとする分析結果を国際研究チームが２７日、発表し

た。一部製品の使用禁止や課税など対策強化を進めても５０年の消費量は１９年の１・２倍に増えるとの結果も得られた。
国際シンクタンクのエコノミスト・インパクトと日本財団の共同チームは、Ｇ２０各国のプラスチック消費量や人口などのデータを基に①一部の使い捨て製品の使用禁止②石油を原料とするプラ製品への課税③製品の製造企業に廃棄物処理などの費用を負担させる「拡大生産者責任」の徹底―という３つの政策の効果を試算。１９年に２億６１００万トンだった消費量は、新たな対策を取らないと５０年に４億５１００万トンに増えると推定された。「課税が進む」など各政策の進展を考慮しても、５０年の消費量は３億２５００万トンに上ることが分かった。
****

[7] ***温暖化対策関係***

◇ＹＫＫ ＡＰ、アルミ再利用に注力　脱炭素へ富山大と連携

＜北日本新聞　2023 年 2 月 28 日＞　https://webun.jp/item/7922651

ＹＫＫ　ＡＰは富山大のアルミリサイクル研究に参画し、同大の「先進アルミニウム国際研究センター」で取り組む産学の共同研究を加速させる。生産に大量の二酸化炭素排出を伴うアルミの再利用を進め、脱炭素社会の実現に貢献する。

共同研究ではアルミから不純物を除去するなどしてリサイクルする技術を確立し、「富山資源循環社会モデル」の構築を目指している。８月末に高岡キャンパス内にセンターの共同研究棟が完成。ＹＫＫ　ＡＰは三協立山と共に幹事企業として参画し、施設内に開設されるオープンラボなどで共同研究に当たる。社内にはプロジェクト担当者を置く。

共同研究棟は鉄筋コンクリート造３階建て、床面積２５４５平方メートル。押出プレス機や溶解製錬装置などを導入し、アルミを溶かしたり不純物を除去したりする工程を一貫して行う。オープンラボは６室設ける。

ＹＫＫ　ＡＰは２７日、研究センターに１千万円を寄付し、富山大で贈呈式が行われた。堀秀充社長は齋藤滋学長に目録を贈り「富山をアルミのトップの地域にしたい」とあいさつ。齋藤学長は「研究の大きな推進力になる」と語った。次期社長の魚津彰副社長も出席した。
****

[8] ***環境安全関係***

◇ウクライナの環境汚染が深刻に　国連「複合的、多次元的な危機」

＜朝日新聞　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2S5DWYR2PULBH009.html

ロシアによるウクライナ侵攻から１年が過ぎた。ウクライナ国内では環境汚染や自然破壊が深刻だ。国連環境計画（UNEP）は、昨年 10 月にまとめた報告書で「ウクライナは複合的、多次元的な環境危機に直面している。環境と人々への被害拡大を確実に回避するには、現在進行中の紛争を今すぐ終わらせることが不可欠だ」と指摘する。

ウクライナは世界有数の農業国というだけでなく、鉱物資源の採掘や化学産業も盛んだ。UNEP の報告書によると、昨年 6 月までに砲撃などを受けアンモニアや硝酸などの有害な化学物質の流出事故が少なくとも 7 件確認された。燃料インフラ関係では、製油所のほか、ガソリン、ディーゼル、液化石油ガス（LPG）などの貯蔵庫への攻撃が 20 件以上あり、土壌汚染や大気汚染が懸念されている。

廃棄物分野の被害も大きい。ウクライナ西部の州では巡航ミサイルで有害廃棄物の処理施設が被害を受け、地区の住民が井戸水を飲料水として使わないように勧告された。装甲車両や航空機などの金属スクラップは 2 万トン以上と推定されている。

◇「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について

＜環境省　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01225.html

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第１号）

［官報］　令和 5 年 2 月 27 日　号外　第 39 号　1～18 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230227/20230227g00039/20230227g000390001f.html

---

◇植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産省告示第 344 号）

［官報］ 令和５年２月 27 日　号外　第 39 号　22 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230227/20230227g00039/20230227g000390022f.html

---

◇（仮称）盛岡薮川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023 年２月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01238.html

---

◇窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（環境省告示第３号）

［官報］ 令和５年２月 28 日　号外　第 40 号　68～78 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400068f.html

****

[9] *その他省庁発表*

◇建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第５号）

［官報］ 令和５年２月 28 日　号外　第 40 号　9～22 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400009f.html

○国土交通省令第５号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月 28 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―改正された条文の見出しのみ、抽出、記載した。＜ACSES 事務局＞―

（確認申請書の様式）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

（建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

―省略―

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格 A4）

―省略―

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

様式第 15（第五十二条関係）

―省略―

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

―省略―

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格Ａ４）

―省略―

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正令の施行の際現に存する建築物（令和二年四月一日から施行日の前日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下この項及び次項において「法」という。）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものを除く。）で改正令の施行により新たに法第十二条第一項に規定する特定建築物に含まれることとなるものについての施行日以後最初の点検（同条第二項の点検をいう。）については、建築基準法施行規則第五条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。

２　建築設備等（改正令の施行の際現に存するもの又は施行日から令和六年三月三十一日までの間に法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものに隴る。）で改正令の施行により新たに法第十二条第三項に規定する特定建築設備等に含まれることとなるものについての施行日以後最初の点検（同条第四項の点検をいう。）については、建築基準法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇<u>人事院規則９－２４（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９－２４－１９）</u>

［官報］　令和５年２月28日　号外　第40号　22～23頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400022f.html

◇<u>人事院規則９－５４（住居手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９－５４－１０）</u>

［官報］　令和５年２月28日　号外　第40号　23頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400023f.html

◇<u>人事院規則９－８０（扶養手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９－８０－６）</u>

［官報］　令和５年２月28日　号外　第40号　　23～24頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400023f.html

◇<u>人事院規則９－８９（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則９－８９－６）</u>

［官報］　令和５年２月28日　号外　第40号　24～25頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400024f.html

◇<u>人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１５－１</u>

４－４１）

［官報］ 令和５年２月 28 日　号外　第 40 号　25～26 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400025f.html

---

◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第８号）

［官報］ 令和５年２月 28 日　号外　第 40 号　55～56 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230228/20230228g00040/20230228g000400055f.html

****

[10] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第 82 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　３月６日

＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31393.html

（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について

・北海道労働局事案

・福島労働局事案

・東京労働局事案

・島根労働局事案

・沖縄労働局事案

（２）その他

[開催記録、報告、資料等]

・大学分科会（第 172 回）　配付資料　　２月 24 日

＜文部科学省　2023 年２月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpSadaMiYzmlbbE

1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（案）の意見聴取結果について
2. 教学マネジメント指針（追補）の作成について
3. 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の見直しについて
4. 大学設置基準及び専門職大学院設置基準の改正等について
5. 認証評価機関の認証について
6. 私立学校法の一部を改正する法律案について
7. 大学分科会審議まとめ案 他について

****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・インフル用の経鼻ワクチン了承　国内初、２～１８歳対象―厚労省

＜時事ドットコム　2023 年２月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022701068&g=soc

厚生労働省の専門部会は２７日、薬事・食品衛生審議会の専門部会を開き、第一三共が申請した鼻から投与するインフルエンザワクチン「フルミスト」の薬事承認を了承した。対象年齢は２～１８歳。経鼻ワクチンは国内初で、注射に代わる痛みのない新たなワクチンが登場する。

厚労省によると、フルミストは４種類の弱毒化させたインフルエンザウイルスを投与する生ワクチンで、２０１６年に承認申請された。鼻の穴にスプレー容器を差し込んで噴射し、接種は１回で済む。海外では米国など３０以上の国や地域で承認されている。

・鳥インフル H5N1 の哺乳類へ感染例相次ぐ　人への感染例も、WHO が監視強化訴え

＜京都新聞　2023 年２月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/979251

・茨城県かすみがうら市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 72 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230227_4.html
・鹿児島県鹿屋市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 74 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230227.html
---

◇*薬物関係*

・大麻の使用で心臓病リスク増大　研究結果

＜Forbes JAPAN　2023 年 2 月 27 日＞　https://forbesjapan.com/articles/detail/61252
大麻を日常的に使用する人は使ったことがない人に比べ、心臓病にかかる可能性が高まるとみられることが明らかになった。米国ではより多くの州が大麻を合法化するなか、若年層の間での使用拡大が続いている。
米国心臓病学会が 2 月 24 日に発表した研究結果によると、17 万 5000 人の健康データを分析したところ、大麻を毎日使用する人は、虚血性心疾患を起こす可能性が使用経験のない人より 34%高くなっていたという。
虚血性心疾患は、心臓病のなかでも最も一般的な疾患の 1 つ。心臓の血管にプラークが蓄積することによって引き起こされる。研究チームは、大麻に含まれる成分で（幻覚などの）向精神作用があるテトラヒドロカンナビノール（THC）が血管に炎症を起こし、プラークの蓄積につながるとの見方を示している。
ただし、今回のこの研究では、大麻を喫煙した場合、食用その他のかたちで摂取した場合の影響の違いについては、検証を行っていない。
研究チームはこうした結果について「大麻の使用にリスクがないと考えている人たちに対する警鐘」だと指摘。日常的に大麻を使用している人は、心臓病のリスクについて、医師に相談するべきだとしている。
■若年成人の 4 割超が使用
米国立衛生研究所（NIH）の調査によると、2021 年に大麻を使用していた若年成人（19～30）は 43%で、その割合は 5 年間で 34%増加していた。また、米疾病対策センター（CDC）の推計では、2019 年の時点で一度でも大麻を使用したことがある人は、少なくとも 4820 万人にのぼっている。
そのほか、米国で昨年、嗜好用・医療用の目的で合法的に販売された大麻の売上高は、総額 330 億ドル（約 4 兆 5000 億円）だったと推計されている。
アイオワ州議会下院では、医療用大麻の使用拡大と、21 歳以上の成人に嗜好用としての使用を認める法案が提出された。この法案が可決されれば、同州は国内で嗜好用としての大麻の使用を認める 22 番目の州となる。
また、米国ではそのほか十数州が、（THC の）含有濃度が低い大麻の所持を非犯罪化している。
■使用拡大の主な背景
たばこと比べ、大麻の使用は長期的な健康状態への影響と深く関連付けられていない。ただ、CDC によると、大麻の使用は脳卒中や心血管疾患などの心臓病のリスクを増大させる可能性があるという。
また、大麻の喫煙は肺の組織や血管に損傷を与える可能性があるとの報告もある。昨年 11 月には小規模な研究の結果として、肺気腫や気道の炎症は、たばこよりも大麻を喫煙する人に多くみられることが発表されている。
こうしたなか、昨年 8 月にはギャラップの調査結果で、たばこよりも大麻を使用する人が増加していることから、大麻の使用量が「過去最多に達した」とことが明らかになっている。

◇*その他*

〇静岡大学と浜松医科大学の法人統合問題

・膠着の静岡大・浜松医大再編に新たな動き　浜松市中心に期成同盟会　静岡市長「いかがなものか」　静岡大学長「困惑を覚える」

＜静岡朝日テレビ　2023 年 2 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/86b51f9ab10d2ea2085bab85a792460924b5c646?page=1
静岡大学と浜松医科大学の法人統合と大学再編の話が浮上したのは 2018 年のこと。
「1 法人 2 大学」で合意も静大静岡キャンパスから反対の声

静岡大学　石井潔学長（当時・2018 年）:「静岡大学と浜松医科大学を 1 つの法人の傘下に置いて、東西 2 大学案で連携協議を進めていこうと」

少子化を背景に文部科学省が大学の統合や連携を促していたこともあり、両大学は統合・再編に向けた連携協議会を設置。浜松医大と静大浜松キャンパスの工学部と情報学部を統合して 1 つの大学をつくり、静大静岡キャンパスの学部で 1 つの大学とするいわゆる「1 法人 2 大学」構想がここからスタートします。

両大学が合意書を締結

浜松医科大学　今野弘之学長（2018 年）:「医学と工学・情報に精通した人材の育成や地域の企業と一体となり産学官連携により、新たな産業創出というものも十分に考えられる」

その翌年には運営法人を統合し、2 つの大学を設立することで両大学が合意書を締結。一方で、静大の静岡キャンパスからは根強い反対の声が…。

静岡大学理学部　坂本健吉教授（2019 年）:「1 つの大きな総合大学が、小さいながらも知の拠点としてあったものが分断されてしまうと、浜松ではたった 3 学部、静岡ではたった 4 学部の小さな大学になってしまう」

反対の静大と推進の浜松医大の溝が埋まらず…計画は延期に

その後、2020 年に行われた静大の学長選では、再編に慎重な立場を取る日詰一幸教授が選出されます。

静岡大学　日詰一幸教授（2020 年）:「反対意見もあれば賛成意見もあるわけだから、その双方の合意点を導き出せないものだろうかと思っている」

統合・再編に反対の立場の静大側と、推進の立場の浜松医大。互いの溝が埋まることはなく、2021 年 1 月には計画の延期が発表されます。

浜松市が中心となり期成同盟会立ち上げ…静岡市長「いかがなものか」

静岡市　田辺信宏市長

膠着状態に陥った計画を前に進めるために、今回浜松市が中心となって立ち上げたのが期成同盟会です。浜松市は県内 21 の市や町に参加を呼び掛け、県西部のすべての市や町、それに県東部の御殿場市や富士宮市なども参加することに。経済界や各市町の議会にも賛同が広がっています。立ち上げにあたっては浜松市の鈴木康友市長と浜松医科大学の今野弘之学長がそろって自治体を訪問し、期成同盟会の趣旨を説明したこともあったといいます。

浜松側の動きに、静岡市の田辺市長は…。

静岡市　田辺信宏市長（1 日）:「これは大学自治の問題でありますので、期成同盟会を作ることはいかがなものかなと私は思います。静岡大学が今後どうあるべきかという日詰学長の考え方を、私たちは下支えをするということであります。どうも期成同盟会は浜松ありきと、私には思われます。そうではない。こんなことで地域対立してはいけない」

浜松市による期成同盟会の立ち上げに対し、静岡大学の日詰学長も会見を開き、“大学の主体性”を強調します。

静岡大学　日詰一幸学長（9 日）

「このような動きが出てきていることに驚くと同時に困惑を覚えているというのが、正直なところです。大学としても、大学のことは大学が主体的に決めるべきではないかと考えている」

突然浮上「1 法人 1 大学」案

その上で、こんな提案も…。

静岡大学　日詰一幸学長 :「2 つの大学を 1 つの大学にしていくことがひとつの選択肢、あるいは最善の選択肢としてあるのではないか。2 つの大学が 1 つになれば、大学の壁とか、あるいは地域の壁というものもなくなり、

教育研究、あるいは地域貢献においても真の融合が生まれ、さらにその成果が静岡県全体へと波及しているのではないかと、このように受け止めています。しかしながら、浜松医科大学並びに浜松市になかなか理解をいただけていない」

個人的な考えとした上で、2019 年に両大学が合意した「1 法人 2 大学」ではなく、「1 法人 1 大学」も選択肢との認識を示しました。急浮上した格好の「1 法人 1 大学」案。この案について、浜松医大の今野弘之学長は―

浜松医科大学　今野弘之学長（23 日）:「正直大変驚き困惑しました。浜松医大としては当初から単純な大学統合は選択肢に全くないということを申し上げ、ご理解いただいていると思っていたから。単に学部を増やすということだけで競争に打ち勝つのは、なかなか難しいのではないかと思っている」

「1 法人 2 大学」を目指す理由については…。

浜松医科大学　今野弘之学長:「地域特性を生かした先鋭的な 2 つの大学に再編して、その 2 つの大学が法人統合することにより経営力が強化され、高い付加価値を持つ特色ある法人が誕生する。そして 2 つの大学がそれぞれの地域に拠点を置くことにより、迅速な意思決定が可能となり、機動性が飛躍的に高まる。結果的にこの 2 大学の連携によって、法人全体が県東部も含む全県に対する貢献が増していくものと考えている」

今野学長は統合・再編を加速させ、早ければ 2024 年度から学生を受け入れる準備を始めたいと話します。

一連の動きについて、川勝知事は…。

静岡県　川勝平太知事（16 日）:「今、日詰私案というのが出されて、従来の合意とは違う案ですね。ですから、それは合意した者としては、どうなっているんですか？　というのは当然でしょう。ぜひ学長としては、ここは自らが学長になった公約通り、この問題を解決するために強いリーダーシップを発揮していただきたいと思う」

・「学長失格」…浜松市長が静岡大学長を痛烈に批判　静岡大と浜松医大の再編めぐり「責任者としての責任を放棄している」

＜静岡朝日テレビ　2023 年 2 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/795d171d97a177b7ebf9eefbc2ae7825808e0d20

大学再編問題で、浜松市の鈴木康友市長は静岡大学の日詰一幸学長を「学長失格」と痛烈に批判しました。

浜松市　鈴木康友市長:「私は大変に、あの会見は遺憾だったと。学長として失格だと」

27 日午前、定例会見で怒り露わにした浜松市の鈴木市長。きっかけは、静岡大学・日詰学長のこの発言でした。

静岡大学　日詰一幸学長（9 日）:「2 つの大学を 1 つの大学にしていくことが、ひとつの選択肢、あるいは最善の選択肢としてあるのではないか」

2018 年に動きだした静岡大学と浜松医科大学の再編問題を巡って 9 日、静岡大学の日詰学長は個人的な考えとした上で、「1 法人 1 大学案」を示したのです。

浜松市は県西部の自治体を中心に、大学再編の期成同盟会の発足を決めていますが、日詰学長はこの件について「大学の主体性」を強調。困惑していると表明しました。

浜松市　鈴木康友市長:「何を考えているのかと。大学同士の話はもう終わっている。正当な手続きを踏んで、（両大学で）機関決定をされた基本合意。（静大で）大学としての機関決定をした上で、正式に医大に対して、基本合意は遵守しません破棄しますと。100％浜松医大受けないと思うけど、浜松医大に申し入れをするのが筋であって、責任者としての責任を放棄している」

浜松市は 3 月 2 日に期成同盟会を発足し、これまでの合意書に基づく大学再編を進めていく方針です。

****

[付録]

◇コロナ起源、武漢の研究所と分析　米エネルギー省、政府内で相違も　　*上記［2］関係*

＜共同通信　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.47news.jp/8992880.html

【ワシントン共同】米紙ウォールストリート・ジャーナル電子版は 26 日、エネルギー省が新型コロナウイルスの起源について、確度は不十分ながら中国湖北省武漢のウイルス研究所から流出した「可能性が高い」との分析結果を出したと報じた。米政府内では、自然界の動物から人間に感染した説を支持する機関も複数あり、判断に相違が生じている。

研究所流出説は連邦捜査局（FBI）も唱えている一方、分析結果を確定させていない情報機関も存在。同紙は「新

型コロナの起源に関し、米情報コミュニティー内でいかに異なる判断が存在するかを浮き彫りにしている」と指摘した。

◇コロナ起源、研究所流出の可能性高い　米エネ省　　上記［2］関係

＜THE WALL STREET JOURNAL　2023年2月27日＞

https://jp.wsj.com/articles/lab-leak-most-likely-origin-of-covid-19-pandemic-energy-department-now-says-30152192

【ワシントン】米エネルギー省は新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）の起源について、研究所からウイルスが流出した可能性が最も高いと結論付けた。ホワイトハウスや米議会の主要議員に最近提出された報告書から明らかになった。

同省はウイルスが広まった経緯についてこれまで判断を下していなかったが、アブリル・ヘインズ国家情報長官（DNI）のオフィスがまとめた2021年の資料を改訂する中で今回の考えを示した。

米連邦捜査局（FBI）はエネルギー省と同様、何らかの事故でウイルスが中国の研究所から流出した可能性があるとしている。一方で四つの連邦政府機関や国家情報関連の諮問機関などは、ウイルスが自然界から広がったものとしている他、二つの政府機関は起源について判断を示していない。

今回の報告書を読んだ関係者らによれば、エネルギー省は今回の判断について「確度は低い」としている。FBIは「中程度の確信」を持って、研究所からの流出によりパンデミックが引き起こされたとする結論を2021年に示しており、現在もこの見解を維持している。

FBIは微生物学者・免疫学者などを含む研究者を雇用しており、炭疽菌やその他の生物学的脅威の可能性を分析するために2004年にメリーランド州フォートデトリックに設立された米バイオディフェンス分析対策センター（NBACC）の支援を受けている。

米政府関係者は、エネルギー省が見解を変えるに至った新たな情報と分析について、詳細を明らかにしなかった。また、エネルギー省とFBIはそれぞれ、実験室からの意図せぬ漏洩が起きた可能性が最も高いとしながらも、その結論に至った根拠はそれぞれ異なると付け加えた。

更新された文書は、新型コロナウイルスがどのように出現したかについて、情報当局がいまだ断片をまとめる過程にあることを浮き彫りにしている。3年以上前に始まった新型コロナの大流行では100万人以上の米国人が死亡した。

長期の戦略分析を行う米国家情報会議（NIC）と政府関係者が特定を避けた4機関は、このウイルスが感染した動物からの自然感染によって生じた「確度は低い」と評価している、と最新報告書は述べている。

機密扱いの同報告書を読んだ前出の関係者らによると、米中央情報局（CIA）および政府関係者が名前を明かさない別の機関は、実験室からの漏洩説と自然伝播説の間で決めかねている。

各機関の分析は異なっているものの、今回の報告書は新型コロナが中国の生物兵器プログラムの結果ではないという既存のコンセンサスを再確認したものだという。

米情報機関のある高官は、一連の情報機関が報告書の更新を行ったことを確認した。この更新の存在はこれまで報告されていなかった。この情報機関幹部は、更新が新しい情報や学術文献のさらなる研究、政府外の専門家との協議を踏まえて行われたと付け加えた。

5ページに満たない報告書の更新は、議会から要請されたものではない。だが、特に上下両院の共和党議員は、新型コロナ感染症の起源について独自調査を進めており、バイデン政権と情報機関に対して追加情報を求めている。

当局者は、機密指定が解除されて更新版の報告書が公表される可能性については言及しなかった。

ジェイク・サリバン大統領補佐官（国家安全保障担当）は26日にCNNの番組に出演したが、ウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ）の報道を肯定も否定もしなかった。サリバン氏は、ジョー・バイデン大統領が一連の情報機関に対し、新型コロナ感染症の起源について可能な限り見極めるため資金を投じるよう繰り返し指示してきたと述べた。

「バイデン大統領は特に、エネルギー省の一部である複数の国立研究所をこの評価に参加させるよう要請した。何が起きたかを理解するためにあらゆる手段を動員したいと望んだからだ」とサリバン氏は説明。「情報機関のコ

ミュニティーにはさまざまな見解がある」とし、「その多くは十分な情報を持っていないと述べている」と語った。

ダン・サリバン上院議員（共和、アラスカ州）は 26 日、NBC のテレビ番組でエネルギー省の評価について質問され、議会は新型コロナの起源に関する公聴会を開く必要があると述べた。中国はウイルスが自然発生したものかどうかを問う他国を威嚇しようとしてきたとし、「この国は世界に対してうそをつくことに抵抗のない国だ」と語った。

米情報機関による 2021 年の報告書によると、新型コロナウイルスは遅くとも 2019 年 11 月には中国の武漢で初めて流行していた。大流行に至った起源については、学者や情報専門家、議会議員の間で活発な議論が交わされてきた。

********** 以上 **********